



日本共産党平塚市議会議員団

電話 0463-23-1111 (内線 2375)

平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No. 1433 2017年12月24日発行

日本共産党平塚市議会議員団

団長 高山和義

電話・fax 31-4638

k.takayama@mb.scn-net.ne.jp

渡辺敏光

電話・fax 31-6431

w-toshi@agate.plala.or.jp

松本敏子

電話・fax 59-4607

mail@matsumoto-toshiko.ip

日本共産党議員団の法律相談

次回は1月18日(木)です。

午後4時～6時 (要予約)

市民・国民の間に様々な  
意見がある憲法問題を、議  
会の多数決で請願を採択  
し、意見書を国に提出するよ  
うな扱いはすべきではない！



## 12月議会に提出された 請願について

12月6日、平塚市西八幡の「日本会議神奈川湘南西支部」支部長 島村良行氏から「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書についての請願」が提出されました。

請願事項は「平塚市議会として、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを求める意見書を国に提出すること」というものです。

その請願書に添付してきた書類には、憲法改正を実現する神奈川県民の会がまとめた「憲法改正を求める意見書決議進捗状況」という、神奈川県内の自治体議会に出された同様の請願・陳情の議決状況が掲載されていたのです。

しかし、総務経済常任委員会における賛成議員の討論は「昭和22年の憲法であるので、憲法の内容など含めて何が実際書かれているのか詳しいところまで議論ができていない。三権分立などの部分も含めて国民的な議論、憲法の考え方ということに対し喚起していくことが重要」として、「憲法改正」が目的ではないと

もとれるものでした。

常任委員会では、共産党市議団が反対し、清風クラブ、公明ひらつか、湘南フォーラム、平塚自民クラブが賛成し、賛成多数で採択されました。この請願に対して、

共産党平塚市議団は非常に重く受け止め、12月議会最終日の12月20日、会派を代表し、渡辺敏光議員が反対の討論を行いました。

以下が討論の内容です。

### 討論:渡辺敏光議員

日本共産党平塚市議会議員団を代表し、請願第9号「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書についての請願」の委員長報告の採択に反対し、不採択を主張し討論を行います。

この請願は、日本会議神奈川湘南西支部から提出されたもので、「請願事項」は「平塚市議会として、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを求める意見書を国に提出すること」というものです。不採択を主張する理由を述べて行きます。

1点目、請願内容は、議論の喚起であって、「改憲」を求めるものではないという意見があります。しかし、請願者から請願書と一緒に配布された資料は、「憲法改正を実現する神奈川県民の会」の県内自治体の「憲法改正を求める意見書決議進捗状況」です。請願の目的が、憲法改正であることは明らかです。請願採択で平塚市議会として意見書を提出することは、「憲法改正を求める意見書」を決議した自治体という扱いになることは間違いありません。

2点目、請願者は「請願要旨」で、「国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則は現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。」とし、その上で、国会で憲法審査会が設置され、憲法論議が始められたから、国民的議論を喚起する、としています。

まず、憲法審査会は憲法改定に向けて議論を行っており、それを前提としているならば請願内容は現憲法にどういう問題点があるのか、内容・方向性についてどういう議論が必要なのか、明確にすべきです。さらに、国民の中では「改憲」の声がわき起こっているわけではありません。今、来年の通常国会に改憲発議も、という動きが報道されていますが、12月8日～11日の時事通信社の世論調査では、来年1月の通常国会に改憲発議を行うことに「反対」が68.4%となっています。

3点目、請願の目的が実質「憲法改正を求める」ものならば、あえて今年5月3日の安部改憲提言についても若干触れておきます。この改憲提言、ここでは、2020年までの改憲施行という形で、改憲期限を切った点。憲法9条が改憲の本命になっており、提言の内容から現在の「武力によらない平和」という9条の規範が曖昧にされることを危惧するものです。憲法問題は今後の日本の国の形、あり方や、平和の問題にも大きく影響を及ぼすもので、最終的には国民投票で決まります。市民・国民の間に様々な意見がある重要な問題を、議会での多数決で請願を採択し、意見書を国に提出するという扱いはすべきではありません。よって、請願9号の委員長報告の「採択」に反対し「不採択」を主張し討論と致します。

(1面に続く) 最終日、請願第9号「憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書についての請願」では、議長を除く27人の表決は、請願の採択に賛成の議員は20人、反対の議員は7人(無所属3人、湘南フォーラム1人、共産党市議団3人)で、請願は採択されました。

なお  
請願第7号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書を提出することを求める請願」、  
請願第8号「介護労働者の労働環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書を提出することを求める請願 については、「継続審査」となりました。

## どういった場合に「救急救命センター」に入院するのか、また医療費の違いについて

【副病院長兼事務局長】救急車で運ばれ入院が必要と診断された患者は、原則、救急病棟に入院となる。救急病棟は一般病棟より医師・看護師の配置を手厚くし、医療機器も充実させており、特定入院料の救命救急入院料の算定が可能な病棟である。

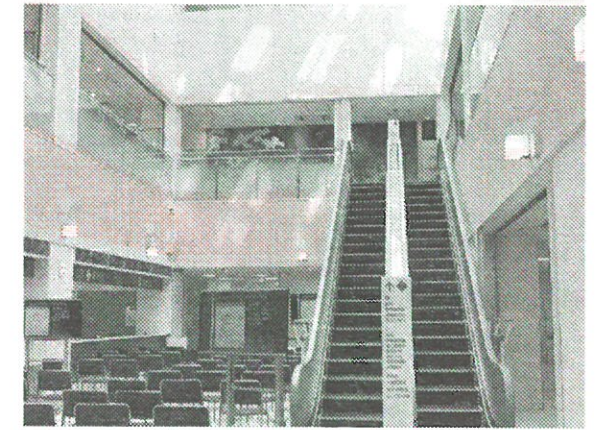
ただし、救命救急入院料は、診療報酬に規定された10種類の重篤な救急患者にのみ算定される。したがって、それ以外の患者は手厚い救急病棟に入院していても、一般病棟と同じ料金となる。

### 救命救急入院料算定対象となる重篤な患者とは

- ①意識障害または昏睡
- ②急性呼吸不全または慢性呼吸不全の急性増悪
- ③急性心不全(心筋梗塞を含む)
- ④急性薬物中毒
- ⑤ショック
- ⑥重篤な代謝障害(肝不全・腎不全・重症糖尿病等)
- ⑦広範囲熱傷
- ⑧大手術を必要とする状態
- ⑨救急蘇生後
- ⑩その他外傷、破傷風等重篤な状態

### 資料

平塚市民病院の一般病棟入院基本料(1日につき)は、1591点、救命救急入院料は9869点(1点は10円)となり、1泊



昨年3月に完成した市民病院新館

するとその倍となります。ただし、自己負担額は3分の1など年齢・所得によって異なります。前述の10種類に該当する重篤な患者が、救急車で遠くまで運ばれることなく、市内の病院で診てもらえる安心感は市民にとって大変重要なことです。

## 消費税が及ぼす影響額は？ 10%になったら・・・

### 【副病院長兼事務局長】

社会保険医療給付などは、社会政策的配慮から非課税取引とされており、消費税は患者から受け取ることはできない。一方、病院で購入する医療機器や医薬品、その他施設整備、業務委託等にかかる消費税は、病院の自己負担となる。

国は消費税分は診療報酬に反映していると言うが、実質は病院経営を圧迫している。H28年度決算の消費税額は5億4000万円であることから、10%になると、さらに1億3000万円の上乗せとなる見通しである。(つづく)

# 12月議会質問 (その1) 市民病院が果たす役割と課題

12月議会では、高山和義議員が25分間、松本敏子議員が14分間の質問を行いました。

今回は、松本議員が行った「市民病院」に関する質問についてご報告します。

## 平塚市民病院の役割

市民病院(自治体病院)の最大の使命は、市民の生命と健康を守るため、民間医療機関では行わない高度急性期医療を始め、採算がとりづらいと言われる小児・周産期医療など、地域に必要な医療や不足している医療を安定的に提供することにあります。

さらに、平塚市総合計画に沿った子育て支援や超高齢化社会への対応や、国の医療制度改革によって地域の中での病院の役割分担の明確化が求められ、今年度から「救急救命センター」の指定を受け、

高度急性期医療を提供する病院として運営されています。

## 「救命救急センター」を設置した意義は

【副病院長兼事務局長】平塚市民病院はこれまで地域医療支援病院として、平塚市を中心とした地域に安定した救急医療を提供してきた。

昨年10月に県が策定した「地域医療構想」では、湘南西部二次保健医療圏における医療需要などの将来推計に、がん、急性心筋梗塞、脳卒中等や、それに関連した救急患者の増加が見込まれるとしており、市民病院としてもより一層充実した救急医療の提供が必要と判断し、今年4月に「救急救命センター」の指定を受けた。今後も重篤・重傷で緊急度の高い救急疾患に24時間体制で迅速かつ確実に対応してい